

居宅介護支援

重要事項説明書

令和7年4月 Ver.
(作成年月日:令和7年4月1日現在)

指定居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年4月1日 改定)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者名称	社会福祉法人 元気村
代表者氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地 (連絡先及び電話番号)	〒365-0039 鴻巣市東一丁目1番25号 本部事務局 TEL 048-544-0880 / Fax 048-544-0882
法人設立年月日	平成5年1月7日

2. 事業所の概要

事業所名称	かわぐち翔裕園居宅介護支援センター
介護保険指定 事業者番号	埼玉県 第1170204166号
事業所所在地	〒333-0824 埼玉県川口市大字赤芝新田114-1
連絡先 管理者氏名	TEL 048-290-7663 / FAX 048-290-7661 森田 二葉
事業所の通常の 事業の実施地域	川口市

※上記地域以外の方でもご相談ください。

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態または要支援状態の維持・改善を目的として目標を設定した計画的なサービスを提供します。
運営の方針	1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 2 事業所の介護支援専門員は、利用者である要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、援助を行います。 3 地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業所及び他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. サービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 ③ 使用する課題分析票の種類は、包括的自立支援プログラム又は課題分析標準項目を備える手法とします。
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ② 作成した居宅サービス計画は交付します。
居宅サービス計画の実施状況の把握	① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

5. 営業時間

営業日	月曜～土曜 (ただし、12月31日から1月3日を除く)
営業時間	9:00～18:00

6. 事業所の職員体制

職種	業務内容	勤務の形態・人数
管理者 (主任介護支援専門員)	サービスの管理全般	常勤 1名
介護支援専門員	サービス計画の立案・管理等	常勤 3名(管理者含む)

7. 利用料

(1) 居宅介護支援利用料

ア. 基本利用料

介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担額はありません。介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき給付額相当分をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、全額払戻しが受けられます。

地域区分別 1 単位の単価 川口市(5級地) 10,70円

居宅介護支援費(Ⅰ)取扱件数が45件未満

要介護1、2 1ヶ月につき11,620円

要介護3、4、5 1ヶ月につき15,097円

イ. 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1月につき <u>3,210円</u>
入院時情報連携加算Ⅰ	入院後3日以内に介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をした場合	1月につき <u>2,675円</u>
入院時情報連携加算Ⅱ	入院後7日以内に介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をした場合	1月につき <u>2,140円</u>
退院・退所加算Ⅰ(Ⅰ)(Ⅱ) (カンファレンス無)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービス等を利用する場合において、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	連携1回 <u>4,815円</u> 連携2回 <u>6,420円</u>
退院・退所加算Ⅱ(Ⅰ)(Ⅱ)・(Ⅲ) (カンファレンス有)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービス等を利用する場合において、入院中の担当医等との会議に参加して、在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調査を行った場合	連携1回 <u>6,420円</u> 連携2回(内カンファレンス1回) <u>8,025円</u> 連携3回(内カンファレンス1回) <u>9,630円</u>
特定事業所加算(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の主任介護支援専門員の配置 ・常勤専従の介護支援専門員の配置 ・会議の開催(概ね週1回程度の実施) ・24時間連絡体制の確保、必要に応じて利用者等の相談に乗る体制を確保していること。 ・事業所内の居宅介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 	1月につき <u>3,456円</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備していること。 ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会へ参加していること。 ・運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ・介護支援専門員1人あたり取扱い件数が40名未満であること。 ・介護支援専門員実研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。 ・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修会を実施していること。 	
--	--	--

(2)交通費

通常の実施地域を越えた地点から居宅介護支援の要した交通費は、その実費を徴収します。

8. 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具相談員等の参画促進

退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所後に福祉用具貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加します。

9. 看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実

看取りに係る加算の算定要件に、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います。

10. 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

11. 認知症に係る取組の情報公表の推進

介護保険サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。

12. 秘密の保持

(1)従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- (2)利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3)利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

13. 緊急時の対応方法

サービス提供時に利用者の病状が急変等した場合、あるいはその他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関医師への連絡等必要な措置を講じます。

14. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行い、事故の状況や事故に際してとった処置について記録、報告、説明し、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

15. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

16. 苦情等相談窓口

※サービスに関する相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

窓口担当者	森田 二葉 (管理者)	電話 048-290-7663
解決責任者	濱田 高雄(かわぐち翔裕園施設長)	電話 048-290-7660

※上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓 口 名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会(理事長主催) 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会(理事長主催)
受付時間	月～土曜日 9時00分～18時00分 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	電話 048-631-0070

※第三者委員は、公正中立な立場で、苦情等を受け相談に応じていただけます。

川口地区 山岡 孝 氏
鴻巣地区 加藤典子 氏
栗橋地区 木村善二 氏
蓮田地区 下田ナカ 氏
久喜地区 長谷川朱實 氏

※次の公的窓口でも相談等を受け付けています。

川口市役所 介護保険課 〒332-0031 川口市青木 2-1-1	電話 048-258-1110 受付時間 8時30分～17時15分 (土、日、祝日除く)
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒338-0002 さいたま市中央区下落合 1704 国保会館	電話 048-824-2568 受付時間 8時30分～17時 (土、日、祝日除く)
埼玉県地域包括ケア課認知症・虐待防止担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎1階	電話 048-830-3251 受付時間 8時30分～17時 (土、日、祝日除く)

17. 法令遵守について

法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、下記の通り責任者を置いております。

法令遵守最高責任者	社会福祉法人 元気村 理事長 神成 裕介
法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 法人本部内部監査室長 西川 雅人
かわぐち翔裕園 法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 特別養護老人ホームかわぐち翔裕園 施設長 濱田 高雄

18. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合、あるいは利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の賠償責任を減じるものとします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

20. 24時間常時連絡体制について

必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保しています。

電話	048-290-7663
----	--------------